

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程

旭川医科大学公印規程（平成16年旭医大達第30号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(公印の使用)	(公印の使用の特例)
第5条 <u>公印を使用する場合は、公印の押印を要する文書に決裁済みの原議書を添え、公印管守責任者に請求し、その承認を得なければならない。</u>	第5条 <u>原議書により難い文書で、公印の使用を必要とする場合は、様式第3による公印使用簿に、所要事項を記載のうえ、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。</u>
<u>2 前項の請求が困難な場合は、様式第3による公印使用簿に、所要事項を記載のうえ、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。</u> （新設）	
<u>3 公印管守責任者又はその命を受けた職員は、前2項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と、公印使用簿の記載事項と照合したうえで自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守責任者又はその命を受けた職員は、その押印に立ち会わなければならない。</u>	<u>2 公印管守責任者又はその命を受けた職員は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と、公印使用簿の記載事項と照合したうえで自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守責任者又はその命を受けた職員は、その押印に立ち会わなければならない。</u>
<u>4 公印使用簿は、公印管守責任者が保管する。</u>	<u>3 公印使用簿は、公印管守責任者が保管する。</u>
(略)	(略)
附 則	

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）

組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者
事務局	旭川医科大学の印	30	総務課文書法規係長
	旭川医科大学の印（名誉教授辞令書，その他これらに類するもの専用）	75	
	旭川医科大学長の印	30	
	旭川医科大学長の印（職員身分証明書，諸手当認定専用）	15	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

【改正理由】

公印の使用に係る規定を明記するため，所要の改正を行うと共に，規定の整備を図るものである。

別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）

組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者
事務局	旭川医科大学の印	30	総務課文書法規係長
	旭川医科大学の印（ <u>卒業証書，学位記</u> ，名誉教授辞令書，その他これらに類するもの専用）	75	
	旭川医科大学長の印	30	
	旭川医科大学長の印（職員身分証明書，諸手当認定専用）	15	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）